

競争的な電力・ガス市場研究会 中間論点整理（概要）

平成30年9月26日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

競争的な電力・ガス市場研究会 委員等名簿

(敬称略、五十音順 ◎:座長)

(委員)

池田 千鶴	神戸大学大学院法学研究科 教授
宇都宮 秀樹	森・濱田松本法律事務所 弁護士
大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科 教授
◎ 小田切 宏之	一橋大学 名誉教授
川濱 昇	京都大学大学院法学研究科 教授
草薙 真一	兵庫県立大学 経済学部 教授
武田 邦宣	大阪大学大学院法学研究科 教授
田中 誠	政策研究大学院大学 教授
松村 敏弘	東京大学社会科学研究所・公共政策大学院 教授
柳川 隆	神戸大学大学院経済学研究科 教授
和久井 理子	大阪市立大学 特任教授 (第4回まで)

(オブザーバー)

大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事
大谷 真哉	中部電力 執行役員 販売カンパニー 事業戦略室長
國松 亮一	一般社団法人 日本卸電力取引所 企画業務部長
佐藤 悦緒	電力広域的運営推進機関 理事
澤井 景子	消費者庁 消費者調査課長
沢田 聡	一般社団法人 日本ガス協会 専務理事
柴山 豊樹	資源エネルギー庁 ガス市場整備室長
下村 貴裕	資源エネルギー庁 電力産業・市場室長
谷口 直行	株式会社エネット 取締役 営業本部長 兼 低圧事業部長
塚田 益徳	公正取引委員会 調整課長
矢野 洋子	元東京消費者団体連絡センター 事務局長

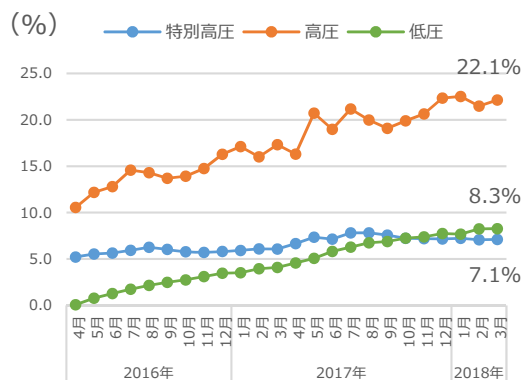
中間論点整理の概要

- 小売自由化以降2年(ガスは1年)の競争の状況を踏まえ、規制運用の在り方等に関し、競争政策の理論的見地から検討(電取委事務局長の私的懇談会(座長:小田切宏之一橋大名誉教授))。
- 今後、具体的措置が検討されるに当たっては、エネルギー政策全体としての総合的判断も含め検討される必要がある。

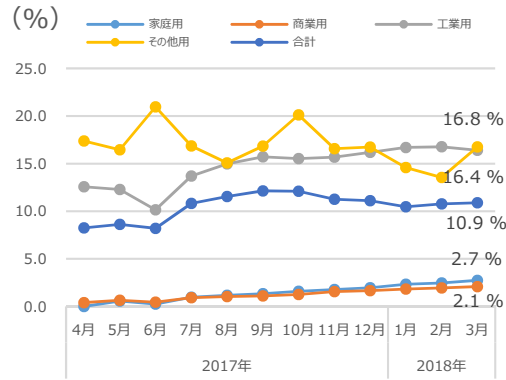
現 状

- ✓ 新電力シェアは着実に拡大(電圧別に濃淡、一部エリアで高圧・特高のシェア拡大が鈍化との指摘も)
- ✓ ガス市場への参入は限定的(都市部のみ)

新電力シェア推移 (販売電力量ベース)



新ガスシェア推移 (ガス販売量ベース)



我が国電力・ガス市場の特徴

- ✓ 各地域で発電及び小売の市場支配的事業者が垂直統合
→ 独占力行使に加え、3つの理論的懸念 (ガスも同様)

①電源・顧客囲込み
(市場閉鎖)

②内部補助による
競争の歪み

③寡占的協調



自由化の果実は、競争的な市場で実現

(競争の停滞は料金の高止まり、イノベーションの停滞につながる)

* 注 電力市場については、旧一電の自主的取組(余剰電源の市場投入等)によって、市場閉鎖の懸念はある程度緩和(来年度、ベースロード市場への電源供出も予定)。

競争政策上の個別課題 (例)

凡例: ①電源・顧客囲込みに関する事項 ②内部補助に関する事項

小売市場

長期契約 (包括契約、尺取営業)

差別対価 (特に電気における取戻し営業等)

競争相手を排除する不合理なセット割引

卸売市場

新電力との卸供給交渉のあり方 (競争相手である小売部門が窓口となることの課題)

電源開発の電源(水力、石炭)への新電力アクセス

余剰発電所の新電力への売却協議拒否等

※ 上記個別課題とは別に、競争政策上、発電部門が機会費用を考慮し利潤最大化を図ることが理想的。市場の歪みを監視するため、会計の透明性向上*が有効。
* 一般的には会計分離等。当面、当局の実態把握等が重要

電気の経過措置料金規制*について

*消費者等に対する規制料金(経過措置料金)。2020年以降に廃止。

- 一般論として、「規制なき独占」を防止できるのであれば、市場の規律に委ねることが合理的。
- 解除基準として次の3項目を総合的に判断する必要。なお、実効的な事後監視が必要。
 - ①消費者等の状況、 ②十分な競争圧力の存在*、 ③競争の持続的確保
 - *「有力・独立・複数の競争者」、十分な「供給余力」、寡占的協調の恐れ 等
- 三段階料金に関し、「原価以下の供給の義務付けは競争を歪める」「大家族が相対的に負担大」「省エネに資する代替的な取組が必要」といった意見。

* 基本法である競争政策の推進*
による対応も期待。

中間論点整理における経過措置料金の解除基準（概要）

検討項目(全ての項目を総合的に検討)

内容

消費者等の状況

- ◆ 電気のスイッチングについて、消費者等がどの程度の関心を持つか。将来的にどのように推移するか。
 - 現在の消費者の関心（認識可能な事業者数）
 - 現在の消費者の満足度（スイッチング実施・非実施の理由）
 - スイッチング率（事業者内、事業者間）
 - スイッチングによる支払額の変化等に関する予測可能性
 - その他スイッチング率が上下すると考えられる要因の有無

十分な競争圧力の存在

低圧部門の市場構造

- ◆ 旧一般電気事業者の低圧部門の料金値上げに対する競争圧力が十分に存在する蓋然性があるか。
(B、Cは必須事項。A、Dは付加的事項)
- A 旧一般電気事業者の地位による競争圧力への影響
(シェアやブランド等によって非常に有力であるため競争圧力が機能しない可能性の有無)
- B 有力※ 1で独立した競争者が複数存在すること※ 2、3
 - ※ 1 例えば、各供給地域を主たる事業拠点として低圧事業を行う小売事業者について、当該供給地域の低圧市場におけるシェアが5%を上回っているなど、当該地域において継続的に事業を行いうる事業能力
 - ※ 2 供給区域内における状況のばらつきにも配慮する必要がある。
 - ※ 3 例外的な場合を除き、競争者は現に複数存在する又は近い将来に存在する見通しが具体的に存在することが基本となる。
- C 当該地域において競争者が利用可能な十分な供給余力が存在すること
- D その他（都市ガス事業又はLPガス事業からの競争圧力の程度等）

低圧部門の市場行動

- ◆ 市場構造を踏まえ、実際に、競争圧力が顕在化しているか。
 - 新規参入者の参入状況および退出状況
 - 競争者を含め、自由料金の動向・協調行動の有無

競争の持続的確保

競争基盤の構築状況

- ◆ スイッチングを促進する上での競争基盤は十分に構築されているか。
 - スマートメーターの普及度合（対低圧契約口数比） ○スイッチングの容易性(手続、期間) 等

競争的環境の持続性

- ◆ 競争的環境は継続的に確保されるか。
 - 電源アクセスに関するイコールフットینگが確保されていれば、特段の事情がない限り、競争圧力の持続性は継続する可能性がある。
 - そうでなければ、市場支配的事業者等による内部補助等による競争歪曲の懸念を解消するために必要な措置を検討する必要。

※ 客観的な判断に資するため、経済モデルを参考とする。また、検討に当たっては、消費者等の理解を得るための取組が重要。